

## ◆令和2年7月3日開催庁議◆

### 1. 市長挨拶

- 乳業メーカーが恵庭市に進出する。これから工場の建設・稼働となっていくと思うが、長い付き合いとなるので、それぞれの部署で協力体制を築いていただきたい。
- 新型コロナウイルスの感染者が、全国的にも多くなっており、北海道においても、依然として感染者が出ている状況である。それぞれの部署や所管施設については、感染者が出た場合にどのように対処するのか、今一度確認をしておくこと。また、介護施設等についても対応マニュアル等に基づき適切に対応を行うよう文書を発出して確認を行うこと。
- 新型コロナウイルスへの感染予防対策は、これからも長い取り組みとなるが、職員一丸となり対応を進めてもらいたい。

### 2. 議事

#### (1) 夏の交通安全運動における街頭啓発「セーフティコール」参加について

【生活環境部】～要点抜粋

##### ◎資料に基づき、生活環境部長説明

- 7月13日から22日までの10日間、夏の交通安全運動が実施される。
  - セーフティコールを、7月13日の17時から30分間で実施する。
  - 春の交通安全運動のセーフティコールが中止となったことから、そこを含め割り当てし直した。
- 【割り当て部署】経済部、農業委員会、保健福祉部、教育部、監査事務局

#### (2) 全国都市緑化北海道フェアの全庁的な取組の推進について【経済部】～要点抜粋

##### ◎資料に基づき、経済部長説明

- 令和4年夏に恵庭市・花の拠点をメイン会場に全国都市緑化北海道フェアの開催を目指し招致を行っており、全庁的な取り組みとして盛り上げていきたい。
  - 効果的な会場への来場促進や恵庭の魅力を発信するために、緑化フェアへの出展や参加、各部署で実施する事業との連携や事前PRなどについて検討をいただきたい。
  - 緑化フェアは、花と緑に関する祭典ではあるが、産業の振興、市民活動、各種事業のPR、生涯学習など、多彩な取り組みを実施する場として活用することができ、幅広く事業の連携を取り上げていきたい。
  - 具体については、7月13日の次長等会議において、連携の検討や関連事業に関する調査を行うこととしている。
- (市長) 各部署で実施するイベントや新たな取り組みなど積極的に関わっていくとともに、多くの事業に対するアイデアを出してもらいたい。

### (3) 無人航空機（ドローン）の活用について【消防本部】～要点抜粋

#### ◎資料に基づき、消防長説明

○消防本部で、令和元年度より運用開始しているドローンについて、消防における操縦資格者を10名養成しており、主に災害対応に活用しているが、全庁的な活用として空撮が各部署からの依頼で行っているところである。今後も、活用方法を検討しながら運用していく。

### 3. その他

#### 【議会事務局長】

◎市制施行50周年記念事業「子ども未来議会」について

- ・5月・8月・10月に開催の予定が延期になっていたが、その検討を再度始めたところである。
- ・今回の開催は、対象を市内中学生として、各校3名ずつで計15名で行うこととし、年間3回の開催は今回も実施したい。なお、以下のとおり日程が変わる。

（第1回目） 7月30日 16：00

（第2回目） 10月26日 16：00

（第3回目） 12月17日 16：00

- ・会場は、議場をメインとして内容については、第1回目に子ども未来議会の選出証書・バッジの授与、正副議長の選出、オリエンテーションを実施し、第2回目については一般質問、第3回目は市長への未来提言を発表する。
- ・各部の対応については、第2回目及び第3回目に同席を願う。

#### 【総務部長】

◎令和2年第3回臨時議会の開催について

【日時】令和2年7月28日（火）13：00～

- ・議案については、補正予算の案件となる予定であり、その他のスケジュールは以下のとおり

【議案締切】7月10日（金）

【会派説明】7月16日（木）

### ◆令和2年7月20日開催庁議◆

#### 1. 市長挨拶

○全国都市緑化北海道フェアについて、国土交通大臣の同意を得て7月17日に正式決定し、本格的にスタートする。大変大きなイベントであり、準備期間も非常に短いですが、恵庭の花のまちや北海道の素晴らしさを全国や海外の人に知ってもらい、楽しんでもらえるイベントにしていきたいと思っている。それぞれの部署で関わりながら、積極的に盛り上げてもらいたい。

- 先日の新聞記事で、プラスチックごみを無くすため、レジ袋の有料化に続いて、出来るだけリサイクルに回していくという動きがあるようだ。実際どのような動きになるかは分からないが、本格的に取り扱いが変わっていく場合については、自治体としてしっかり対応していく。
- これから夏に向け、かなり温度も上がってくる。学校も、夏休みを短縮して暑い中の授業となることから、市役所の各業務を含め暑さ対策もうまく考えながらしっかりと対応していきたい。コロナ対策で大変ではあるが精励を願う。

## 2. 議事

### (1) 職員の服務規律の確保について【総務部】～要点抜粋

#### ◎資料に基づき、総務部長説明

○職員の服務規律については、次の事項に改めて留意いただきたく周知する。各所属において定期的に注意喚起を行い、継続的な取り組みを願いたい。なお、会計年度任用職員にも同様に周知すること。

- ・身分証明書の常時携行と勤務中における名札の着用の徹底
- ・窓口や電話での親切・丁寧な対応、電話を受ける際には必ず所属部署及び氏名を伝え、市民サービスの向上に努めること
- ・手続き窓口への案内間違いが無いよう、内容・窓口を確認し案内すること
- ・利害関係のある者からの贈答品は決して受け取らないこと
- ・休暇中であっても、市民から疑惑や不信を招くような行為・行動は厳に慎むこと

### (2) 令和2年上半期の年次有給休暇の取得状況について【総務部】～要点抜粋

#### ◎資料に基づき、総務部長説明

○令和2年上半期（1～6月）の年次有給休暇の取得状況について、令和元年上半期の1人平均取得日数 5.39日に対して、令和2年上半期は5.91日と、前年比0.52日の増。

※年度途中退職者、病気退職者、育児休業取得者、派遣職員は除外、新規採用職員は別集計

○年次有給休暇の取得については、平成31年4月に労働基準法が改正され、年次有給休暇の付与日数が年10日以上労働者に対して、年次有給休暇のうち年5日以上を労働者に取得させることが義務となっており、恵庭市特定事業主行動計画では、年次有給休暇取得日数の数値目標を12日以上と具体的に掲げていることから、各所属において計画的に年次有給休暇の取得できるよう、業務調整を願う。また、取得日数が2日以下の職員は、所属部長に連絡を行うので特定職員に業務の偏りが無いか、所

属内で計画を立てて取得ができるかを確認し、休暇取得の促進を行うこと。

### (3) 適正な債権管理の取組みについて【総務部】～要点抜粋

#### ◎資料に基づき、総務部長説明

- 令和元年度市税等の収納率が確定した。収納率の状況は次のとおりであり、市税等収納率向上対策会議で報告する。
- ・平成26年1月1日に恵庭市債権管理条例が施行後、市債権の収納率は向上、債権全体の収入未済額は大きく減少することで、収入が確保されるなど、着実に成果が表れている。
- ・各市債権全体では、現年分収納率は前年度より0.07%減で98.86%、収入未済額は1,080万5千円増加して1億4,277万3千円。また、滞納繰越分収納率は前年度より0.74%減で29.09%、収入未済額は6,158万8千円減少して3億8,744万4千円となり、現滞合計では収納率95.96%、収入未済額5億3,061万7千円。
- ・債権管理条例が制定された平成25年度と令和元年度の比較では、現年分収納率は平成25年度対比で1.12%増、滞納繰越分収納率は12.93%増、現年滞納繰越合計は6.91%増となっており、この結果より、恵庭市債権管理条例、恵庭市債権管理マニュアル、恵庭市市税等収納率向上対策会議などに基づき、適切な債権管理の意識付けを行い、各所管課による債権管理や徴収体制の強化による成果と考えられる。
- 現在の市債権管理の課題等については、一部の課においては債権管理に対する知識不足や誤った解釈による不適切な管理が見られる。具体的には次のとおり。
- ・時効中断事由の理解不足による時効認識の誤り、債権管理台帳の不明瞭による時効管理の不徹底、十分な聞き取りを行わないといった滞納者との不適切な折衝による少額分納、調査不足による徴収停止決議の起案などがある。
- ・適切な債権管理を行っていない場合、住民訴訟により市が行うべき事務の怠る事実としてみなされ、損害賠償を請求される場合があるので、各債権所管課は、今一度、各債権所管課への確認や指導を願う。
- 各債権所管課による債権管理・徴収力強化の向上のために、
- ・他債権の動向や徴収知識習得のための「収納率向上対策会議（親会・部会）、初任者研修会」の実施
- ・困難事案との相談機会を設ける「各課担当者ヒアリング」の実施
- ・今年10月に導入予定の「弁護士事務所による債権回収委託」の実施
- ・一定の基準を満たした「他課所管債権の徴収強化」などを行うことにより、債権管理課による各債権所管課の徴収支援を行っているので、相談等を願う。
- 市債権の管理は全庁的な共通課題として認識し、取り組んでいく必要があるため、部長職においては、担当課、担当職との定期的な進捗状況の確認やアドバイス等を行い、適切な債権管理体制に協力を願う。

(4) 令和2年度のカーボン・マネジメントシステムの所管施設の目標・計画案作成について【総務部】～要点抜粋

◎資料に基づき、総務部長説明

○カーボン・マネジメントシステムは平成30年度より開始し、令和2年度の目標につきましては、先日市長へ報告したところであり、引き続きエネルギー使用量削減のため、本年度の目標を各部局別に設定して報告を願う。

【報告期限】7月31日（金）

(5) エネルギー使用の合理化等に関する法律に基づく管理標準の作成及び改訂について【総務部】～要点抜粋

◎資料に基づき、総務部長説明

○省エネ法では、エネルギーを消費する設備運転並びに保守及び点検に関し、「管理標準」を設定し、これに準拠した管理を行うこととしており、令和2年度においては制定済みの管理標準の見直しや新規施設の管理標準を作成し報告を願う。

【報告期限】7月31日（金）